

学校経営のポイント

他人を“手段化しない”自覚を促す教育

若井 彌一

次から次へと事件が起きて 時間的に前の事件は、次々と人々の記憶から遠ざかっていく。忘れることは責められないが、忘れてならないこともある。

成人による“他人を手段化”する犯罪

9月14日、新潟県警は、佐渡郡金井町に住んでいる26歳の無職・近藤順容疑者を「未成年者略取誘拐」の疑いで逮捕した(9月15日各紙で報道)。被害者の女子中学3年生(15歳)は11日ぶりに保護され、さいわい膝に擦り傷程度はあるものの、衰弱した様子はないという。

全国紙でも全国版で比較的详细に及んで報道しているので、ここでは紹介的な解説は省略する。

それにしても、架空の物語のような話である。この容疑者は、中学卒業後進学せず、近所の工務店で左官の見習いを始めたものの数週間でやめ、その後は定職に就かないまま約10年が過ぎている。そして、事件を起こす約2ヵ月前に「東京に職を探しに行く」と家を出てから音沙汰なく、突然、被害者中学生を連れて家に戻ったという(15日付け『読売新聞』全国版による)。

女子中学生に軽乗用車を衝突させ、手をしばって車で連れ回し、車の中ではナイフを突きつけて脅すこともあったというが、これが女友だちがほしかったという動機に基づく行動かと思うと、その短絡さ、稚拙さ加減に驚きを感じるほかない。

この夏、休みに入る直前に、東京の赤坂で発生した女子児童監禁事件の場合には、もう少し手口が巧妙であった。とはいっても、金を餌にして目的を遂行しようとしただけのことであり、女子児童をだまし続けることに成功したわけではない。

この2つの事件だけではなく、成人による未成年

者(主に女性)を短絡的に自己の目的を達成するための手段としてしまう犯罪が続発していることに注目しなくてはならない。

このようにすさんだ社会状況のなかにあつて、遠大な理想的教育論を校長講話等で話しているだけでは不十分である。この種の犯罪被害者にならない具体的所作を児童・生徒に教えるとともに、保護者にも連絡を徹底し各家庭でも指導に努めるように協力を依頼しなくてはならない。

自分を守り“加害者にならない”取組みを

“知らない人を見たら犯罪人と思え”などという趣旨のことを児童・生徒に指導しなければならないのは、淋しいことではある。そして、児童・生徒を被害者としての観点からのみ指導していればよいのではない。

成人であろうと未成年者であろうと、他人を安易に自分の目的遂行(達成)のために手段化することは慎むべきであること、一人ひとりの人間は、それぞれが目的的存在として自分の一生を全うすることが認められること、そのことが人権尊重の社会を実現していくための最も根本的な課題であることを、学校教育のさまざまな場面や機会を通じて、児童・生徒に浸透させていかななくてはならない。

難しい取組み課題ではあるが、各学校で創意性に富んだ取組みをするために心を砕いていただきたい。

(わかい・やいち = 上越教育大学教授)

2学期からの生徒指導に!

不登校 その後 付/学術資料 CD-ROM

森田洋司【編著】A5判290頁・定価2730円

●新刊案内●

読本シリーズ最新刊・10月20日刊予定・予約受付中!

教育開発研究所刊

教職研修総合特集 No.159 【編集】高階玲治 / A5判220頁・定価2310円

『2学期制の学校経営《導入と展開》』

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)